

本説明書およびエバーグリーン・リテイリング株式会社電気供給約款の内容をよくご確認ください。

電気需給契約サービス内容説明書

プラン名称：ライフスタイルプラン

- ・お客さまと電気需給契約を締結する小売電気事業者は、エバーグリーン・リテイリング株式会社（以下「EGR」といいます）となります。
- ・本説明書は EGR の電気需給契約の概要を説明するものであり、ご契約に際しては、必ずお読みください。また、詳細は電気供給約款に定めていますのでこちらもご確認ください。電気供給約款は EGR ホームページに掲載しておりますので、EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。
(<https://www.egmkt.co.jp/download/>)
- ・EGR の電気需給契約に係る販売代理店（以下「パートナー企業」といいます）の営業活動は電気需給契約の締結に係わる媒介となります。

小売電気事業者 本社所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 会社名：エバーグリーン・リテイリング株式会社 小売電気事業者登録番号：A 0004 代表者名：代表取締役社長 田中 稔道	
パートナー企業名(媒介)・担当者名・連絡先	お客さまからのお問い合わせ先 エバーグリーン・リテイリング株式会社 カスタマーセンター ☎ 0120-613-700 受付時間 平日 午前 9:00～午後 6:00（土日祝は休業） ※営業時間外の停電発生時は、緊急窓口につながります(全日 24 時間受付) ホームページアドレス： https://www.egmkt.co.jp
交付日：20 年 月 日	

1. 本プランの特徴

本プランは、EGR がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする予定のプランです。EGR がお客さまに供給する電気に関する調達計画、電源構成、非化石証書の使用状況およびメニュー別 CO2 排出係数については、EGR ホームページに掲載しておりますので、EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。

(<https://www.egmkt.co.jp/newsroom/powerconfig/>)

また、本説明書に記載のプランは、一定の使用電力量まで、使用電力量に対する料金が発生しない定額制の要素を備えたプランとなります。

2. 申込み方法、使用開始日、契約期間、解約日、申込みに伴う不利益事項

(1) 申込み方法

- ・本説明書の内容をご理解いただいた上で、EGR 所定の申込み方法にて、ご契約者ご本人が申込み下さい。
- ・他の小売電気事業者から EGR に電気需給契約を切り替える場合は、現在ご契約中の小売電気事業者への解約手続きは EGR が行いますので、お客さまによる当該小売電気事業者への解約手続きは不要です。

(2) 使用開始日

- ・他社からの切り替えの場合

申込み後、EGR にて現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替え手続きを実施します。手続き完了後の検針日またはその次の検針日が電気の使用開始日となります。

- ・引越（転入）の場合

現在ご契約中の小売電気事業者がない場合は、お客さまが希望する日が電気の使用開始日となります。ただし、手続きの関係でご希望に添えない場合があります。EGR とのご契約前から既に電気を使用している場合は、その使用を開始した日が電気の使用開始日となります。引越に伴うお手続きは、引越予定日の 5 営業日前までにカスタマーセンターへご連絡ください。

(3) 契約期間

- ・契約期間は電気需給契約が成立した日から電気需給契約を解約した日までとなります。

(4) 解約日

- ・解約日は、EGR の解約手続きが完了した日となります。なお、日を選べての解約はできません。

(5) 申込みに伴う不利益事項

ご契約先を、現在ご契約中の小売電気事業者から EGR へ変更するにあたり、以下のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。どのような不利益事項が発生するかはご契約中の小売電気事業者にご確認ください。

- ・現在の電気契約を解約すると、その料金プランで再度ご契約することができなくなるおそれがあります。
- ・現在の電気契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- ・現在の電気契約において、ポイント等の特典がある場合は、解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- ・現在の電気契約において、継続利用期間に応じた割引や値引きを受けている場合は、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。

・現在の電気契約を解約することにより、解約までの契約期間中における電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3. 検針日、使用電力量の計量方法および電気料金の算定方法、電気料金における注意事項

(1) 検針日、使用電力量の計量方法

- ・検針日は、お客さまが電気を使用される場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下、単に「一般送配電事業者」といいます）の定めによります。
- ・使用電力量の計量は、1 月毎に一般送配電事業者が計量器によって計量した値とします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、一般送配電事業者が示す協議値を基にお客さまとの協議によって定めます。

(2) 電気料金の算定方法

- ・基本料金は原則 1 月として計算しますが、電気需給契約の解約などの理由により、該当する月の日数を割った場合は、日割計算とします。
- ・電気料金は、最低料金、最低料金にて定める一定の使用電力量（以下、「最低料金適用電力量」といいます。）を超える使用電力量に対する電源調達調整額（調整費等）および法令に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。
- ・その他、料金の算定方法の詳細は EGR の電気供給約款および別紙「電気料金単価表」の定めによります。

(3) 電気料金における注意事項

- ・その 1 月の使用電力量が、「最低料金適用電力量」を超過した場合、その超過した使用電力量に対して電源調達調整額がかかります。
- ・電源調達調整額では、一般社団法人日本卸電力取引所（以後「JEPX」といいます。）の平均市場価格を電気料金に一部反映しますが、JEPX の平均市場価格が安価になる場合は、電源調達調整がマイナス調整されることにより電気料金が安くなる一方、JEPX の平均市場価格が高騰した場合、プラス調整されることにより電気料金が大幅に高くなるおそれがあります。
- ・その他、料金の変動の額の算出方法及び上限の有無等の詳細は EGR の電気供給約款の定めによります。

$$\text{電源調達調整単価} = \left\{ \frac{\text{平均エリアプライス※1}}{(1 - \text{損失率※2})} \times \text{換算係数※3} - \text{基準単価※4} \right\} \times (1 + \text{消費税率})$$

※1 平均エリアプライスは、エリア毎に算定される日本卸電力取引所(JPEX)が公表するスポット取引における平均市場価格。電気料金算定月から 1.5 ヶ月前～0.5 ヶ月前の 1 ヶ月間の市場価格を単純平均いたします。

※2 損失率は、地域の一般送配電事業者が「託送供給等約款」で公表している数値をいいます。

※3 換算係数は、電力の市場価格を適切な販売価格に補正するために EGR が独自に設定した係数をいいます。

※4 基準単価は、エリアごとに市場価格を適切な販売単価に補正するために EGR が独自に設定した価格をいいます。

(4) 各種割引

- ・電気以外の商品とのセット割引については、セットでご契約いただく商品の契約書をご覧ください。
- ・電気料金の割引、その他特典の配布等を行う場合は、付帯メニュー定義書または別途定める規約によるものとします。付帯メニュー定義書は、EGR ホームページに掲載しておりますので、EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。(https://www.egmkt.co.jp/download/)

4. 電気料金その他の支払方法、支払期日

(1) 電気料金その他の支払方法

- ・電気料金等は毎月、EGR が指定した収納代行業者、または金融機関等を通じてお支払いいただきます（工事費負担金・その他についてはその都度ご請求いたします）。
- ・電気料金等のお支払いを EGR が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、EGR が指定した様式により、口座振替またはクレジットカードによるお支払いを選択し、あらかじめお手続きいただきます。口座もしくはクレジットカード情報の登録が認められない際は、お手続き書面を送付させていただく場合があります。
- ・1 月のお客さまの電気料金等が 1,000 円を下回る場合は、翌月の料金と合わせてお支払いいただくことがあります。

・電気料金等を二重でお支払いいただいた場合は、多くいただいた料金は、未払いの電気料金等、翌月以降の電気料金等の順で充当いたします。

<口座振替（お客さま指定の金融機関から引落）>

- ・初回のご請求までに口座情報が登録されない場合はコンビニ払込票によるお支払いとなります。
- ・振替口座を変更される場合、その手続きが完了するまではコンビニ払込票によるお支払いとなります。
- ・口座振替の場合は、毎月の電気料金算定日によって口座振替日が変わります。

※口座振替日が、土日祝日となった場合は、翌営業日が口座振替日となります。

料金算定日：1日～15日 → 翌月6日の振替

料金算定日：16日～末日 → 翌月27日の振替

<クレジットカードを利用した支払い>

・お客さまのクレジットカードが有効期限に達する場合は、クレジットカードの種類によっては支払方法に係る情報が自動的に更新されないことがあります。その場合は、お客さまご自身でマイページからの再登録が必要となります。

<領収書>

・口座振替やクレジットカードを利用したお支払いの場合は、領収書は発行されません。

(2) 支払期日

・電気料金等の支払期日は原則として料金算定日の翌日から30日目とします。

支払期日から起算し15日以内に電気料金等が支払われなかった場合は、未払料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、その経過日数に応じて年10%の率で算定した延滞利息を加算してお支払いいただきます（延滞利息は支払期日の翌日から発生し、日割り計算といたします）。ただし、支払期日から起算して15日以内に電気料金等が支払われた場合は、この限りではありません。

5. 電気料金以外の各種費用

(1) コンビニ払込票発行費用

・以下の①～③に該当するコンビニ払込票発行について、請求金額が50,000円未満の場合は、1通につき360円（税込）、請求金額が50,000円以上の場合は、1通につき580円（税込）の発行手数料をご負担いただきます。

① お客さまのご依頼により再発行する場合

② お支払方法にかかわらず「支払期日」を経過してもお支払いの確認ができない場合

③ お選びいただいた支払方法のお手続きが所定の期間を経ても正しく完了していない場合（所定の期間内は無料で発行されます。）

(2) 電気料金のお知らせ発行費用等

・郵送でのお知らせを希望されない場合は、毎月のご請求金額から50円を割引いたします。

・郵送でのお知らせを希望される場合は、1通につき140円（税込）の書面発行手数料をご負担いただきます。

(3) 支払証明書発行費用

・お客さまが電気需給契約に係わる料金の支払証明書の発行を希望された場合は、1契約ごとに1通発行することとし、1通につき880円（税込）の発行手数料をご負担いただきます。

(4) 工事費等の負担

・お客さまのご希望で発生する工事については、一般送配電事業者の託送供給等約款に記載されている内容に基づき、工事費用をご負担いただくことがあります。

6. 電気需給契約の解約

(1) お客さまからの解約

・お客さまの意向でEGRから別の小売電気事業者へ切り替える場合は、電気需給契約の解約手続きは、新たな小売電気事業者が行いますので、お客さまからEGRにご連絡いただく必要はありません。

・引越（転出）等の事由によりお客さまが電気需給契約の解約を希望される場合は、ご契約者さまマイページからお手続きいただくか、引越予定日の5営業日前までにカスタマーセンターへご連絡ください。

・電気需給契約の解約に伴う違約金等は発生いたしません。ただし、お客さまが電気の使用開始後や契約内容変更後1年未満で解約の場合で、一般送配電事業者の託送供給約款に基づきEGRが工事費等の精算金を請求された場合は、その当該金額をお客さまにご負担いただきます。

(2)EGR からの解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合は、EGR は、お客さまの電気需給契約を解約することがあります。この場合は、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- ・お客さまが支払期日を経過してなお、電気料金を支払われない場合
- ・お客さまが電気供給約款の定めにより支払いを要することとなった料金以外の代金(違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます)を支払われない場合
- ・その他、EGR の電気供給約款に基づき EGR が必要と判断した場合

(3)特定小売供給の申込み

・EGR との電気需給契約の解約後、お客さまが他の小売電気事業者から電気供給を受けられない場合は、一般送配電事業者による電気供給の停止の可能性があります。この場合は、お客さまによる一般送配電事業者への特定小売供給（電気供給）の申込みが必要です。

7. 電気供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾

お客さまが EGR へ電気需給契約を申込みいただくにあたり、EGR の電気供給約款の内容をあらかじめご承諾いただきます。電気供給約款は、EGR ホームページに掲載しておりますので、EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。（<https://www.egmkt.co.jp/download/>）なお、EGR は必要に応じて電気供給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。また、電気供給約款を変更する旨および変更内容は、実施期日までに相当な予告期間をおいて EGR が適切と判断する方法によりお知らせいたします。

8. 供給電気方式、供給電圧および周波数

(1)供給電気方式、供給電圧

・交流単相 2 線式→供給電圧 100V、交流単相 3 線式→供給電圧 100V または 200V、交流三相 3 線式→供給電圧 200V

(2)周波数

- ・50Hz のエリア→北海道、東北、関東(富士川以東)、中部(一部)
- ・60Hz のエリア→中部(富士川以西)、近畿、北陸、中国、四国、九州

9. 契約電流、契約容量および契約電力

現在、他の小売電気事業者とご契約中の場合は、ご契約中の契約電流、契約容量および契約電力に基づき、EGR への電気需給契約申込みをお願いいたします。ご契約可能なプランについては「電気料金単価表(税込)」をご覧ください（引越し(転入)の場合も同様となります）。

契約電流、契約容量または契約電力の変更を希望される場合は、以下のいずれかによりお手続きください。契約電流、契約容量または契約電力の変更を希望される場合も「電気料金単価表(税込)」によります。

①EGR への電気需給契約の申込み前に、現在ご契約中の小売電気事業者で変更手続きを完了する

②EGR との電気需給契約締結後に契約内容変更の申込みをする

※②の場合は、ご契約者さまマイページからお手続きいただくか、カスタマーセンターへご連絡ください。

※需要場所において従量電灯と低圧電力のプランをあわせて契約する場合は、契約電流（または契約容量）と契約電力との合計（この場合、10 アンペアまたは 1kVA を 1kW とみなします。）が 50kW 未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社および一般送配電事業者が技術上または経済上の理由で低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約電流（または契約容量）と契約電力との合計が 50kW 以上であるものについても適用することがあります。

10. 託送供給約款に定められた需要家の責任に関する事項の遵守

お客さまが EGR へ電気需給契約の申込みをいただくにあたり、一般送配電事業者の託送供給等約款に定められた以下の需要家の責任に関する事項を遵守していただくことをあらかじめ承諾していただく必要があります。

- ・電力供給を行うにあたり必要な工事を行うために一般送配電事業者などの関連事業者が需要家の敷地内などに立ち入る場合は、その立ち入り許可の承諾などの協力をしていただきます。
- ・一般送配電事業者の給電指令に従っていただきます。
- ・お客さま、または一般送配電事業者の設備に係わる保安上の危険がある場合に電気の供給を停止することがあります。
- ・その他、託送供給等約款に定める保安等に対する需要者のご協力および調査へご協力いただきます。

11. 電気料金債権の譲渡

EGR はお客さまとの電気需給契約における料金債権を譲渡することがあります。なお、料金債権の譲渡にあたっては、対象となるお客さまにあらかじめ書面でお知らせいたします。また、債権譲渡の対象となったお客さまの料金は、「4. 電気料金その他の支払方法、支払期日」によらず債権譲渡先が定める支払方法により債権譲渡先へお支払いいただきます。

12. 個人情報の取り扱いと共同利用

お客さまから取得する個人情報は EGR にとって重要な情報であり、その個人情報を確実に保護することは EGR の重要な社会的責務と認識しております。したがって、EGR は事業活動を通じて取得するお客さまの個人情報を、EGR ホームページに掲載している個人情報保護方針に則り取り扱います。

お客さまへ電力を供給するための手続きを実施するにあたり、EGR はお客さまの個人情報を関係事業者と共同利用する場合があります。個人情報に係る共同利用の目的、範囲等の取り扱いについては、個人情報保護方針を参照ください。個人情報保護方針は、EGR ホームページに掲載しておりますので、EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。（<https://www.egmkt.co.jp/privacy/>）

13. 原子力立地給付金の取扱い

一般財団法人電源地域振興センターは原子力発電施設等の周辺地域にお住まいのお客さま、企業等に原子力立地給付金の交付を行っています。

原子力立地給付金の交付対象地域は、原子力発電施設等の所在市町村、特定の隣接市町村、隣々接市町村で、交付単価は原子力発電施設等の設備能力等によって定められています。原子力立地給付金を給付されているお客さまは、EGR と電気需給契約締結後も給付の対象となります。

給付金の交付は電源地域振興センターがお客さまに直接行います。お客さまから EGR に給付対象である旨をお申し出いただく必要はございませんが、お客さまのご契約情報を必要に応じて電源地域振興センターに共有いたします。給付金のお支払は、毎年 3 月末（予定）です。

14. 計量器（スマートメーター）の交換、その他工事費用

計量器は一般送配電事業者から請け負った工事会社が設置します。工事日については事前に工事会社よりお客さまに連絡があります。

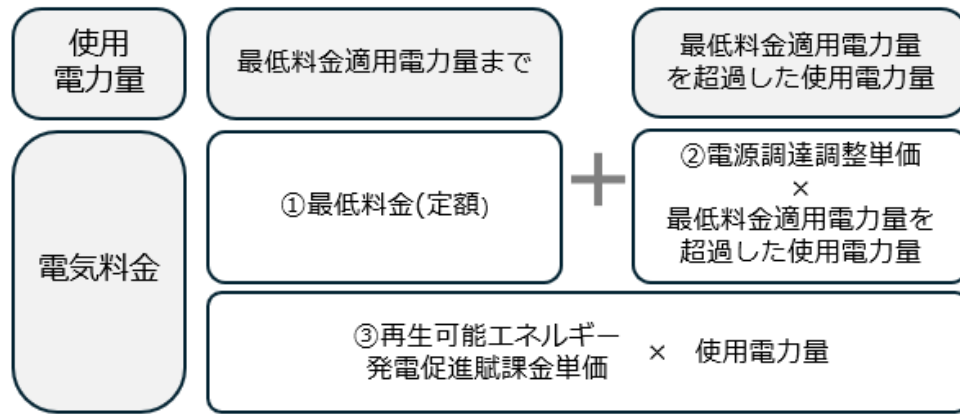
計量器がアナログメーターの場合、スマートメーターへの交換は無料です。EGR ではスマートメーターの設置工事、交換工事は実施いたしません

電気料金の計算方法

①最低料金（当該月日数が26～34日以外の際は日割計算）および②その1月の使用電力量が最低料金適用電力量を超過した場合、その超過した電力量料金並びに③法令に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額となります。また、電力量料金には平均市場価格の変動に応じた「電源調達調整額」を加算いたします。

※供給エリア別の料金の算定方法については、「電気供給約款 19.料金の算定」を参照

※その1月の使用電力量が、最低料金適用電力量以下であった場合、電源調達調整額はかかりません



電気料金単価表（税込）

最低料金（沖縄・一部離島を除く全国）			
ご契約可能な対象メニュー	料金プラン	最低料金適用電力量	料金（税込）
従量電灯 A （関西・中国・四国） 及び 従量電灯 B （その他エリア）	LS_定額 150kWh	使用電力量 150kWh まで ※ただし、150kWh 未満の場合は 150kWh とみなします	4,280 円 00 銭
	LS_定額 220kWh	使用電力量 220kWh まで ※ただし、220kWh 未満の場合は 220kWh とみなします	6,280 円 00 銭
	LS_定額 300kWh	使用電力量 300kWh まで ※ただし、300kWh 未満の場合は 300kWh とみなします	8,280 円 00 銭
	LS_定額 450kWh	使用電力量 450kWh まで ※ただし、450kWh 未満の場合は 450kWh とみなします	12,800 円 00 銭
	LS_定額 600kWh	使用電力量 600kWh まで ※ただし、600kWh 未満の場合は 600kWh とみなします	16,800 円 00 銭

※従量電灯 B（関西・中国・四国）、従量電灯 C、低圧電力はお申し込みいただけません。

※使用電力量に応じて料金プランは自動的に変更とはなりません。ただし、使用電力量が最低料金適用電力量を3か月以上連続して超過した場合、EGR 判断にて料金プランを変更する場合がございます。

調整費等※		
最低料金適用電力量を超過する使用電力量に対する料金	1kWh あたり	電源調達調整単価を乗じる

※本プランの料金明細において、最低料金適用電力量を超過する使用電力量に対する料金は「調整費等」の項目に表示されます。別途、「電力量料金」の項目も表示されますが、この項目の料金はゼロ円として表示されます。

【クーリングオフに関する事項】

(1)お客さまが訪問販売および電話勧誘で申込みされた場合は、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面又は電子メールによるお申し出（下記(4)参照）により、無条件で申込みの撤回又は電気需給契約の解除を行うこと（以下、「クーリングオフ」といいます）ができ、その効力はお客さまが書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。

ただし、訪問販売において、その場で申込みをせず、後日申込書の郵送で申込みをされた場合、又は受け取った申込書で申込みをせず、後日ウェブサイトを通じて申込みをされた場合、さらに、電話勧誘によって受け取った申込書で申込みをせず、後日ウェブサイトを通じて申込みをされた場合は、クーリングオフの対象となりませんので、ご注意ください。

なお、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が、3,000円未満のときは、クーリングオフはできません。

(2)この場合、お客さまは、

- ・損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
- ・すでに引き渡された商品の取引に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
- ・すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
- ・商品を使用もしくは消費し、または権利を行使してから得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
- ・役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合は、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

(3)上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、クーリングオフすることができます。

(4)クーリングオフは、ハガキ等に必要事項をご記入のうえ、エバーグリーン・リテイリング(株)カスタマーセンター宛（〒700-0904 岡山県岡山市北区柳町1の12の1 マックスコム）に郵送するか、電子メールに必要事項をご記載のうえ、egm_coolingoff@egmkt.co.jp宛に送信する方法で行ってください。（記入例参照）

※郵送の場合は、確実に受領するために書留、簡易書留、特定記録郵便での郵送を推奨します。なお、郵便費用はお客さまのご負担となります。

<記入例>

申込撤回通知

・申込日：20●●年●月●日

・役務の種類：電気サービス

上記の契約について、申込みを撤回します。

・ご住所

・ご契約者名

・電話番号

・お客さま番号